

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令及び関連通知の一部改正（案）について」への意見

平成 21 年 4 月 16 日

社団法人大阪府医師会 勤務医部会

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令及び関連通知の一部改正（案）」は、平成 16 年度に導入された医師臨床研修制度の理念を否定し、研修医や医学生を裏切り、その信頼を失うものです。従って大阪府医師会勤務医部会は、今回の改正案に対して、明瞭かつ断固として反対します。

【 反対理由 】

平成 16 年度の導入された医師臨床研修制度は、多くの波紋と影響を診療現場に与えました。良くも悪くも、かくも大きなインパクトを与えた制度を他に知りません。それでもなお、「医師としての人格のかん養とプライマリ・ケアの基本的な診療能力の修得」という制度の基本理念は間違っていなかったと考えます。むろん医師臨床研修制度の導入以前にも、多くの優れた医師が育っており、専門に分化した診療のあり方は定着してきていました。しかし臨床医はその専門分野に特化し過ぎてきたきらいがあり、患者の抱える問題が専門分野の隙間に位置したときや、複数の専門分野にまたがるとき、その診療に齟齬が生まれることがなかったとは言えません。このような問題を解決するには、個々の医師がプライマリ・ケアの経験と視点を持ち、患者のすべての問題を統合して診療にあたる能力をもつことは必須であり、そのような医師の育成は焦眉の急であったと考えます。この観点からみて医師臨床研修制度は最善でなかったにせよ、十分評価に値するものであったと確信します。

むろん医師臨床研修制度の導入後、さまざまな問題が顕在化してきました。医師の地域による偏在、診療科による偏在、関連病院派遣という名で地域に医師を供給してきた大病院の医師不足などが挙げられます。これらは「医療崩壊」という言葉で総括され、いずれも直ちに解決すべき重要な問題であることは疑いありません。しかしこれを解決するために医師臨床研修制度に手を加えるのは本末転倒です。厚生労働省の立場からいえば、制度の改正は医療崩壊の対策ではない、と言われるでしょう。もし、ほかに改正の理由を求めるとすれば、「基本的な考え方」の第二項目に示された「・・・各病院の個性や工夫を活かした特色のあるものとする。病院の実情を踏まえつつ、研修医の将来のキャリア等に円滑につながるように、・・・」という記述しかありません。しかしそれは明瞭に矛盾しています。

そもそも臨床研修義務化ということは、事情の異なる各病院で行なわれていた、良く言えば自由度の高い、悪く言えば統一性のない研修では問題がある、というところから出てきたものであるはずで、必修というのは「全員が等しく学ぶべき」ということに他なりません。ここに自由度を与えることは必修ではない、と宣言するに等しく、医師として誰もが修得すべきことが病院によって異なることを認める、ということです。これは明瞭な論理矛盾です。また、「将来のキャリアに円滑につながるため」まさにそのためにプライマリ・ケアを学ぶべき、そういう考えであったのではないのでしょうか。この点平成 16 年と今と何が変わったのでしょうか。医師として学ぶべきことが変わったとは到底思えません。変わったのは第一線の医療の現場であり、様変わりした結果こそが医療崩壊そのものです。従って今回の改正案は医療崩壊を厚生労働省なりに受け止められ、その急場の対策としての提案であると解します。おそらく現場の医師は、ほとんどがそう受け止めていると思います。ほとんどの人が信じるものは、真実と見做されることを理解されるべきだと思います。

現在の医療状況を何とか変えるために臨床研修制度に手を加える、この方法は一見やむを得ないように見えますが、実はほとんどでもない過ちです。それは研修制度というものが濃厚に持つ「教育」という意味ゆえです。教育は現状に左右されるべきではありません。教育を変えるのは、教育理念が誤っていたときだけです。そのときには、まず総括と反省が必要です。教育を教育以外の意味によって手を加えたりすれば、それまでその制度によって教育を受けてきた研修医に対する裏切りであり、それゆえその信頼を失い、教育そのものが崩壊します。もし真に臨床研修制度の改正が必要だと厚生労働省が考えるなら、まずこの制度の総括と反省を明示されるべきだと考えます。それがいやしくも医師の教育にかかわるものの神聖な義務であるからです。

以上の理由により、私たち大阪府医師会勤務医部会は今回の改正案に反対します。さらに言えば、今回の改正案を実行すれば、近い将来、研修医となる医学生の信頼を永久に失うことになるでしょう。また、厚生労働省は自らの誤った政策の蓄積により現在の医療崩壊を招いたにもかかわらず、急場のしぎで教育を裏切り研修制度に手をつけた、という悪名を歴史に残すこととなります。私たちは国民としてこのような事態を憂います。

医療崩壊は官民一体となってその解決に取り組むべき問題です。しかし価値ある教育は何としても守るべきです。医師にとって教育とはゆるぎない研修制度であり、それは何物にも代え難いものなのでありますから。